

2. 公正取引委員会の動き

主な報道発表

月 日	発表内容	頁
独占禁止法		
11月5日	日本プロフェッショナル野球組織に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について	15
11月12日	株式会社シードから申請があった確約計画の認定について	16
12月 9日	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合に係る告発について	17
12月17日	株式会社電通に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について	18
12月22日	東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について	19
12月24日	DIC 株式会社による BASF カラー&エフェクトジャパン株式会社の株式取得に関する審査結果について	20
下請法		
10月1日	「下請取引適正化推進月間」の実施について	21
11月13日	下請取引の適正化について	22
11月18日	令和2年度上半期における下請法の運用状況、企業間取引の公正化への取組	23
消費税転嫁対策特別措置法		
10月28日	令和2年度上半期における消費税転嫁対策の取組状況及び今後の取組について	24
12月10日	カトーレック株式会社に対する勧告について	25
景品表示法		
12月22日	Salute. Lab 株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について	26

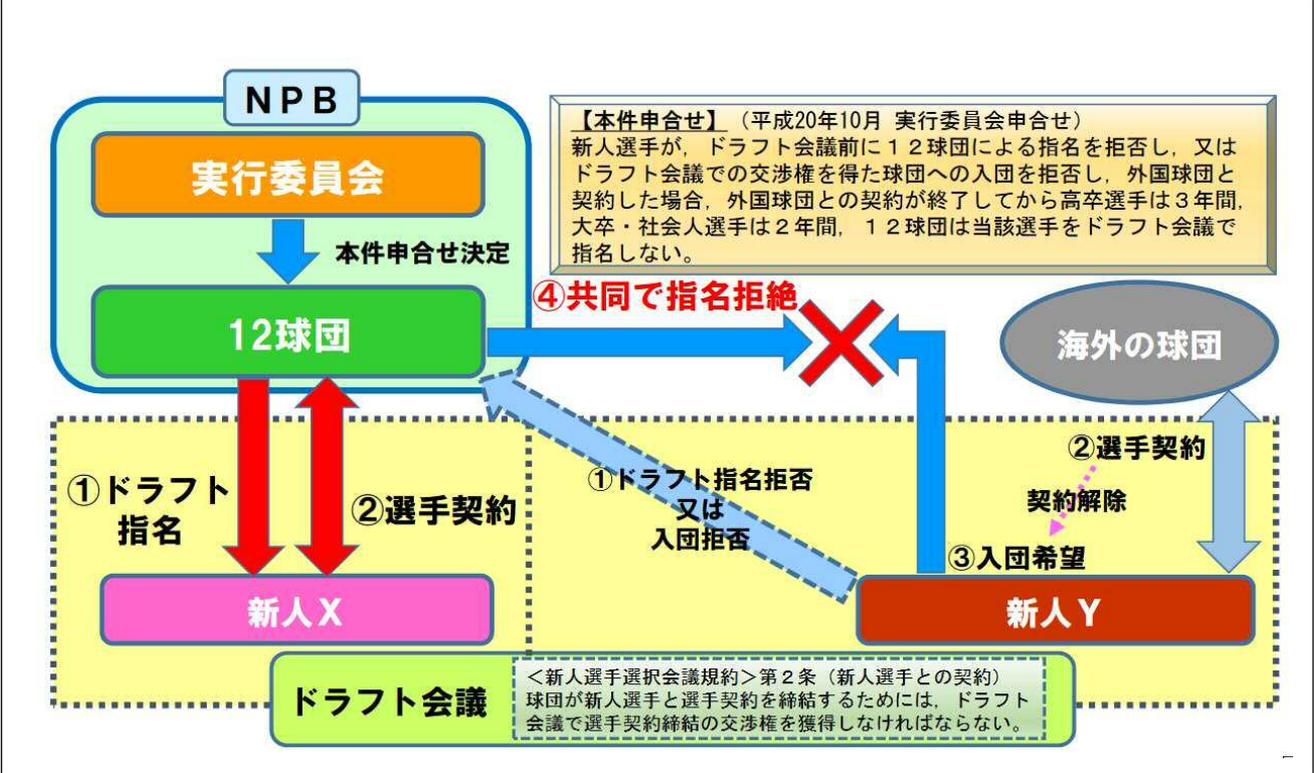
12月23日	株式会社ジャパネットたかたに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について	27
実態調査		
11月27日	スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(最終報告)について	28
その他		
10月30日	第216回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について	29
11月13日	「データ市場に係る競争政策に関する検討会」の開催について	30
12月21日	令和3年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員について	31
12月21日	押印を求める手続等の見直しのための公正取引委員会規則の改正について	32

日本プロフェッショナル野球組織に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

公正取引委員会は、日本プロフェッショナル野球組織（以下「NPB」といいます。）が、申合せにより、構成事業者である12球団^(注)に対して特定の選手との選手契約を拒絶させている疑いがあったことから、所要の審査を行ってきました。

今般、NPBから、改善措置を自発的に講じた旨の報告があり、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了しました。

(注) セントラル野球連盟を構成する(株)読売巨人軍、(株)ヤクルト球団、(株)横浜 DeNA ベイスターズ、(株)中日ドラゴンズ、(株)阪神タイガース及び(株)広島東洋カープの各球団、パシフィック野球連盟を構成する(株)北海道日本ハムファイターズ、(株)楽天野球団、(株)西武ライオンズ、(株)千葉ロッテマリーンズ、オリックス野球クラブ(株)及び福岡ソフトバンクホークス(株)の各球団。



詳しくは公取委HP
 トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→11月→（令和2年11月5日）日本プロフェッショナル野球組織に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について
 (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201105.html>) を御覧ください。

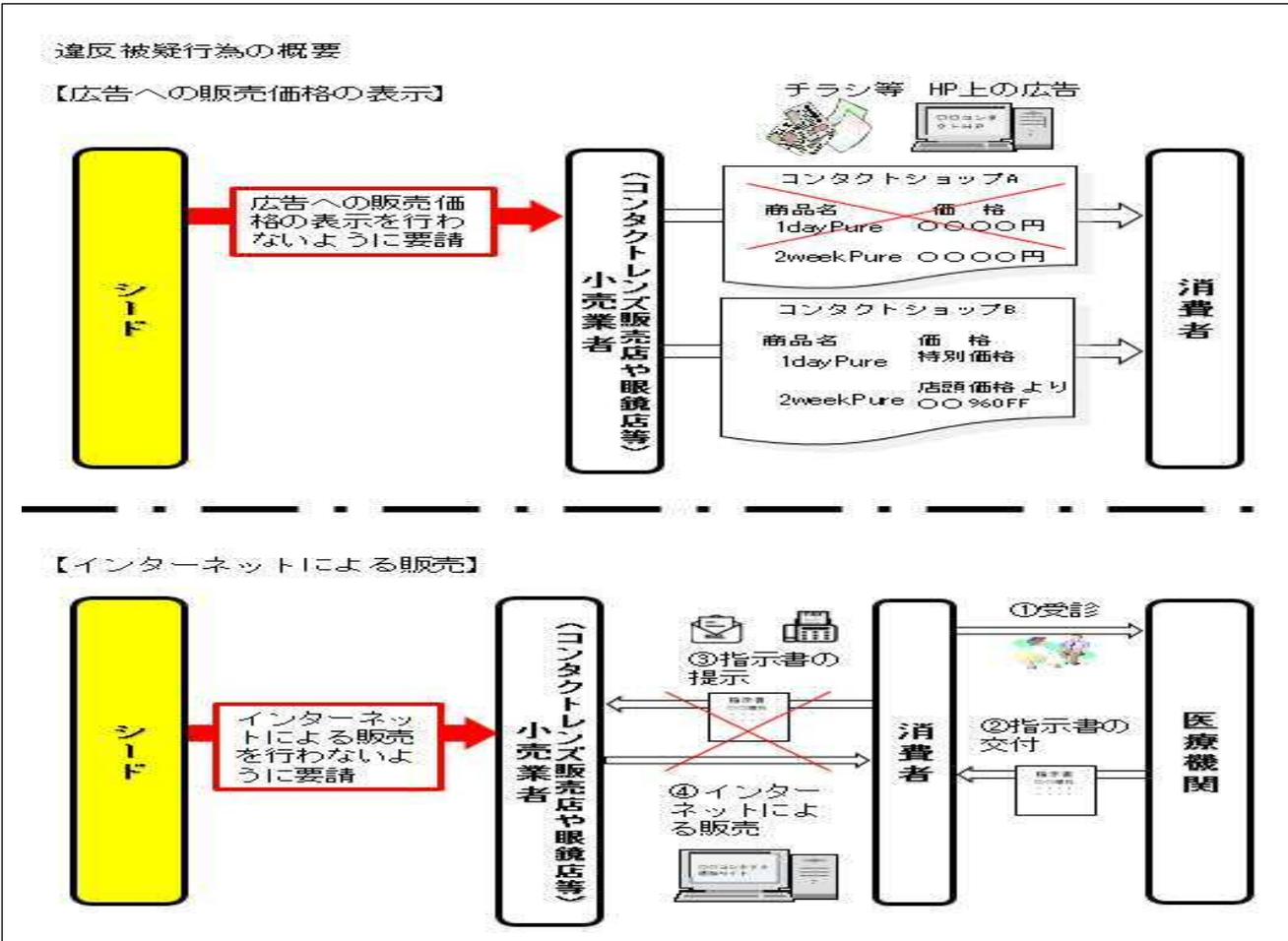
独占禁止法（確約手続）

令和2年11月12日公表

株式会社シードから申請があった確約計画の認定について

公正取引委員会は、株式会社シード（以下「シード」といいます。）に対し、シードの行為が独占禁止法第19条（不公正な取引方法第12項〔拘束条件付取引〕）の規定に違反する疑いがあるものとして、独占禁止法の規定に基づき、令和2年9月9日に確約手続通知を行ったところ、シードから確約計画の認定申請がありました。公正取引委員会は、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該計画を認定しました。

なお、本認定は、シードの当該行為が独占禁止法の規定に違反することを認定したものではありません。



詳しくは公取委HP
トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→11月→（令和2年11月12日）株式会社シードから申請があった確約計画の認定について
（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201112.html>）を御覧ください。

独占禁止法

令和2年12月9日公表

独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合に係る告発について

公正取引委員会は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」といいます。）が発注する医薬品の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、アルフレッサ株式会社、株式会社スズケン及び東邦薬品株式会社の3社並びに前記3社で地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた7名を検事総長に告発しました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→12月→（令和2年12月9日）独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合に係る告発について

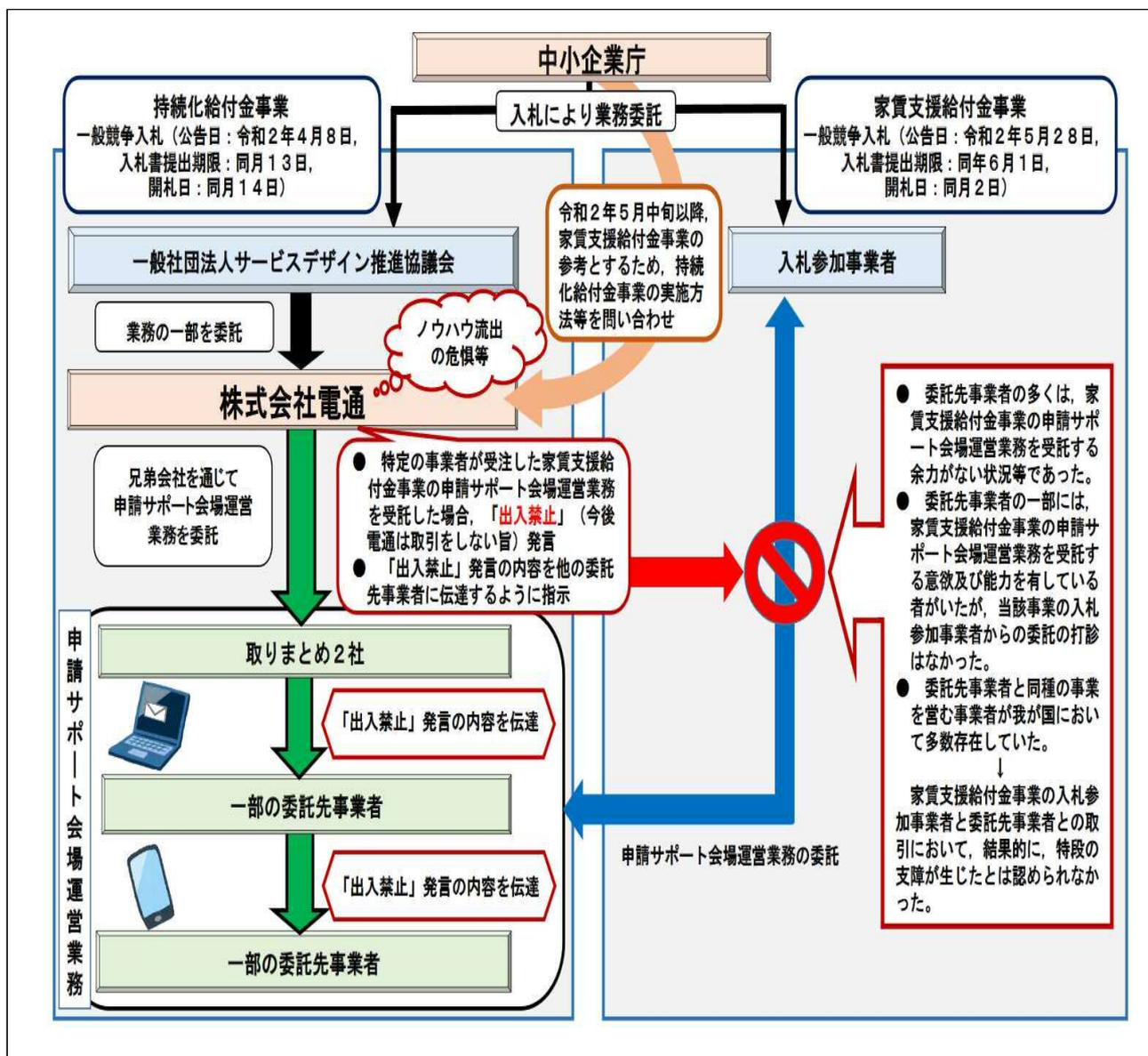
（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/dec/201209.html>）を御覧ください。

独占禁止法（競争者に対する取引妨害）

令和2年12月17日公表

株式会社電通に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

公正取引委員会は、株式会社電通（以下「電通」といいます。）に対し、電通の行為が、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項〔競争者に対する取引妨害〕）の規定の違反につながるおそれがあるものとして注意を行いました。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→12月→（令和2年12月17日）株式会社電通に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/dec/201217.html>）を御覧ください。

独占禁止法（不当な取引制限の禁止）

令和2年12月22日公表

東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

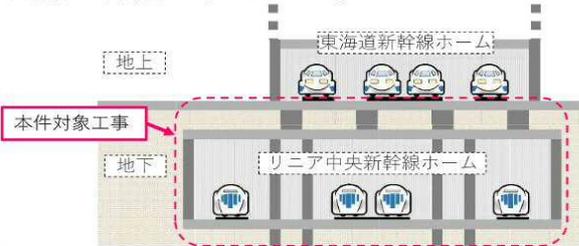
公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」といいます。）が発注するリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事^{（注）}の指名競争見積の参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

本件は、リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものです。

（注）「リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事」とは、JR東海が株式会社大林組、清水建設株式会社、鹿島建設株式会社及び大成建設株式会社の4社（以下「4社」という。）又は4社のうちの複数社を指名して指名競争見積により順次発注する、リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅の新設工事をいう。

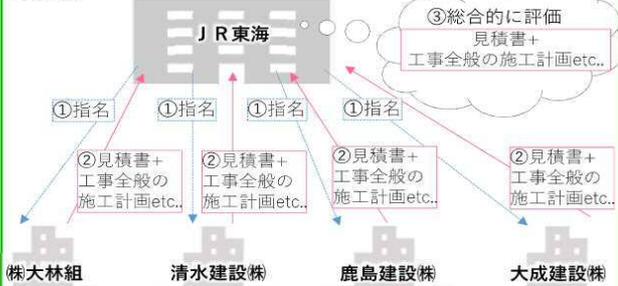
本件対象工事とは・・

JR東海が指名競争見積により順次発注する、リニア中央新幹線の品川駅及び名古屋駅の新設工事。
同工事は、営業運転している東海道新幹線の直下を掘削し、掘削した地下空間に駅を新設する地下開削工法を用いており、予算規模が極めて大きく、リニア中央新幹線の建設に係る工事を象徴する大規模かつ高難度の工事となっている。



指名競争見積とは・・

JR東海が指名した競争参加者から見積書や工事全般の施工計画等の提出を受け、これらを総合的に評価して受注者を決定する方法。
本件対象工事は、スーパーゼネコンの4社又は4社のうちの複数社を指名。



違反行為の概要

株大林組、清水建設株、鹿島建設株及び大成建設株は、遅くとも平成27年2月頃以降、本件対象工事について、

- ・受注予定者を決定する
- ・受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

実施方法

- ・各工事に対する受注意欲を確認し合い、工事ごとに受注を希望する者を受注予定者とする
- ・受注予定者の見積価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた見積価格よりも高い見積価格を提示する又は指名競争見積の参加を辞退する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。



本件対象工事の取引分野における競争を実質的に制限

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→12月→（令和2年12月22日）東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/dec/201222.html>）を御覧ください。

独占禁止法（企業結合）

令和2年12月24日公表

DIC 株式会社による BASF カラー&エフェクトジャパン株式会社の株式取得に関する審査結果について

公正取引委員会は、DIC 株式会社（法人番号 7011401003807）（以下「DIC」といい、DIC と既に結合関係が形成されている企業の集団を「DIC グループ」といいます。）による BASF カラー&エフェクトジャパン株式会社（法人番号 5010401124061）（以下「BCE」といい、BCE と既に結合関係が形成されている企業の集団を「BCE グループ」といいます。また、DIC グループ及び BCE グループを併せて「当事会社グループ」といいます。）の株式取得について、DIC から独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、当事会社グループが申し出た問題解消措置を講ずることを前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、DIC に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了しました。

本件については、欧州委員会等も審査を行っており、当委員会は、欧州委員会等との間で情報交換を行いつつ審査を進めました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→12月→（令和2年12月24日）DIC 株式会社による BASF カラー&エフェクトジャパン株式会社の株式取得に関する審査結果について

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/dec/201224.html> を御覧ください。

「下請取引適正化推進月間」の実施について

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請法の迅速かつ効果的な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っています。

そこで、本年度の下請取引適正化推進月間に当たり、以下のとおり、本年度のキャンペーン標語を決定するとともに、普及・啓発に係る取組を行います。あわせて、各都道府県、下請企業振興協会、事業者団体等に対して、本推進月間の実施に当たっての協力を要請します。

- 1 令和2年度 下請取引適正化推進月間キャンペーン標語
「叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉」

2 主な取組

(1) 下請取引の適正化に関する普及・啓発

- ① 新聞、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ② 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌等を通じた広報
- ③ 公正取引委員会、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設におけるポスターの掲示

(2) 下請取引適正化推進講習会の開催

全国（32会場）において、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を説明する講習会を開催します。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→10月→（令和2年10月1日 「下請取引適正化推進月間」の実施について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/oct/201001.html>）を御覧ください。

下請取引の適正化について

新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の下請事業者をはじめとする中小企業・小規模事業者は、かつて経験したことの無いほど、厳しい経営環境に直面しており、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念されます。

このため、

ア 親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要であり、下請事業者と十分な協議を行い適切な対価の決定を行う、事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど、下請取引の適正化に努めていただきたいこと

イ 令和元年4月より大企業に対して罰則付きの時間外労働の上限規制の適用が開始され、令和2年4月には中小企業に対しても同規制が適用されることとなったなど、政府を挙げて働き方改革を推進しているところ、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないように努め、下請代金支払遅延等防止法等の違反にもなり得る「しわ寄せ」を生じさせないようにしていただきたいこと

ウ 災害等の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることにより、取引のある経営基盤の弱い下請事業者に悪影響を与えることのないよう、適切に対処していただきたいこと

エ 令和元年10月1日から、消費税率が引き上げられ、併せて、消費税の軽減税率制度が実施されたところ、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為が生じないよう適切な措置を講じていただきたいこと

等について、関係事業者団体約1400団体に対し、親事業者となり得る会員に対して周知徹底を図るなど、適切な処置を講じるよう公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書(別添)(※)をもって要請しました。

※ 公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書につきましては公取委HPを御覧ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和2年)→11月→(令和2年11月13日)下請取引の適正化について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201113.html>)を御覧ください。

令和2年度上半期における下請法の運用状況，企業間取引の公正化への取組

内容につきましては「令和2年度上半期における下請法の運用状況，企業間取引の公正化への取組」を御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→11月→（令和2年11月18日）令和2年度上半期における下請法の運用状況，企業間取引の公正化への取組（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201118.html>）を御覧ください。

令和2年度上半期における消費税転嫁対策の取組状況及び今後の取組について

公正取引委員会は、平成26年4月1日及び令和元年10月1日の消費税率の引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」といいます。）に対する迅速かつ厳正な対処のための取組と、転嫁拒否行為の未然防止のための取組を進めてきました。今後も転嫁拒否行為が発生することが懸念されるため、公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき迅速かつ厳正に対処することを含め、引き続き、これらの取組を積極的に行うこととしています。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→10月→（令和2年10月28日）令和2年度上半期における消費税転嫁対策の取組状況及び今後の取組について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/oct/201028tenka.html>）を御覧ください。

消費税転嫁対策特別措置法（買ったたき）

令和2年12月10日公表

カトーレック株式会社に対する勧告について

公正取引委員会は、カトーレック株式会社に対し調査を行ってきたところ、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反する行為が認められたので、消費税転嫁対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、同社に対し勧告を行いました。

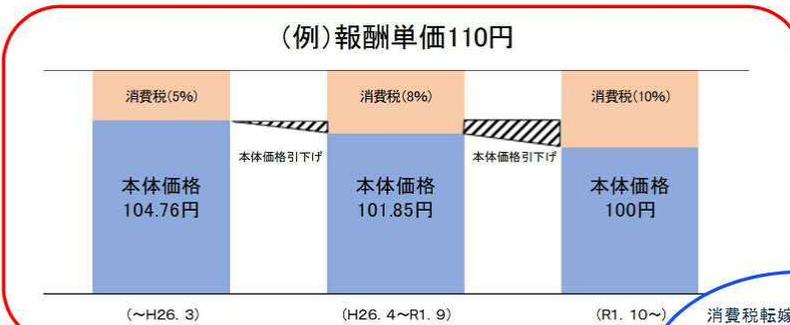
【特定事業者】カトーレック株式会社 (主に貨物自動車運送事業を営む事業者)

本件委託配送業者に継続して委託している配送業務について、報酬単価又は月額報酬を消費税を含む額で定める。

※違反行為※

本件委託配送業者に対し、報酬単価又は月額報酬について、平成26年4月1日以後及び令和元年10月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに配送業務の委託料^(注)を支払った。

(注) 委託料 = 報酬単価(税込み) × 配送個数等 又は 月額報酬(税込み)



※勧告の内容※

- 配送業務の委託料について、平成26年4月1日又は令和元年10月1日に遡って、速やかに、消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件委託配送業者に支払うこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うことなど

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったたき」として禁止しています。



【特定供給事業者】

本件委託配送業者(約340名)

消費税転嫁されてイルカ
ルカちゃん



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和2年)→12月→(令和2年12月10日)カトーレック株式会社に対する勧告について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/dec/201210kankoku.html>)を御覧ください。

Salute. Lab株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、^{サル}^ー^テ^ラ^ボ Salute. Lab株式会社（以下「Salute. Lab」といいます。）に対し、同社が供給する「イオニアカードPLUS」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（※）を行いました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→12月→（令和2年12月22日 Salute. Lab株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/dec/201222_honbun.html）を御覧ください。

株式会社ジャパネットたかたに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、株式会社ジャパネットたかた（以下「ジャパネットたかた」といいます。）に対し、同社が供給するエアコンに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→12月→（令和2年12月23日 株式会社ジャパネットたかたに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/dec/201223.html>）を御覧ください。

スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(最終報告)

第1 調査趣旨

スタートアップは、イノベーション推進による我が国経済の生産性向上に大きく貢献する可能性を持っており、近年、スタートアップが大企業等と事業連携を行うオープンイノベーションによる生産性の向上が重要視されてきているところ、スタートアップが公正かつ自由に競争できる環境を確保することは、我が国経済の今後の発展に向けて極めて重要です。

公正取引委員会は、令和元年6月14日に「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表しているところ、同報告書においては、製造業における中小企業のノウハウ・知的財産権に係る取引について、独占禁止法上問題に該当し得る事例が確認されるとともに、スタートアップが置かれている取引環境についても懸念が示されています。

また、スタートアップが新規に起業されることは、同時に新規雇用の創出を通じた我が国経済の発展につながるという点からも、スタートアップが市場に新規参入しやすくなるよう、公正かつ自由な競争環境を確保することが重要です。

これらを踏まえ、公正取引委員会はスタートアップの事業活動における公正かつ自由な競争を促進する観点から、製造業に限らず、幅広い業種を含めたスタートアップの取引慣行の実態を明らかにするための調査を実施しました。

第2 調査方法

調査は、令和元年11月から次の方法により実施。

1 書面調査

創業10年以内であること、非上場であることなどを条件に、公正取引委員会が送付対象を選定の上、5,593者に対してウェブ調査を実施し、スタートアップ1,447者の回答を得た（回答率約25.9%）。

2 聴取調査

スタートアップ126者、出資者5者、有識者10者、事業者団体3者の合計144者に対して実施。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→11月→（令和2年11月27日 スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(最終報告)

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>）を御覧ください。

第216回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第216回独占禁止懇話会を開催しました。

1 日時

令和2年10月5日(月曜)14時00分～16時00分

2 場所

オンライン方式による開催

3 議題

- 令和元年度における独占禁止法違反事件の処理状況
- 令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組
- 令和元年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和2年)→10月→(令和2年10月30日 第216回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/oct/201030_kyokusou.html)を御覧ください。

「データ市場に係る競争政策に関する検討会」の開催について

競争政策研究センターは、データ市場に係る競争政策上の考え方に関する検討を行うため、以下のとおり、関係有識者からなる「データ市場に係る競争政策に関する検討会」を開催します。

1 開催の趣旨

(1) 近年、データは、「21世紀の石油」などと呼ばれ、デジタル時代における競争力の源泉であるとの認識が広がりつつあります。このような中で、変化の激しいデジタル時代の競争の場は、いわゆるオンライン・プラットフォーム型の事業者が検索や SNS などのサービスを提供する「サイバー空間」から、今や「第2幕」に移りつつあり、サイバー空間で解析したデータを活用して、自動運転、医療・介護、農業などフィジカル(現実)空間のビジネスの高度化を図る、「サイバーとフィジカルの融合」を競う場に移行するとの見方がなされています(注1)。

(注1) 「デジタル時代の新たなIT政策大綱」(令和元年6月7日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議)

(2) 世界においては、欧州委員会がデータの重要性に着目した新たな戦略(注2)を公表するなど、急速に変化するデジタル時代における競争を念頭に置いて、安全かつ高品質・大量のデータに容易にアクセスできるような場(データスペース)を創出するための取組が進められています。また、我が国政府においても、本年10月に、21世紀のデジタル国家にふさわしいデータ活用基盤の構築に向けたデータ戦略を策定するための検討に着手しています。

(注2) 「A European strategy for data」(2020年2月19日欧州委員会)

(3) このような状況において、競争政策の観点からも、データを活用した事業における競争をより活発にするための方策につき検討を進めていくことは、デジタル時代における日本経済の発展を目指す上で大きな意義を有するものと考えられます。

(4) このような認識の下、有識者の知見に基づき、データ市場に関して、我が国における実情等を踏まえた上で、競争政策上の諸論点や課題について研究を行うことを目的として、「データ市場に係る競争政策に関する検討会」を開催します。

2 研究テーマ

データ市場に関しての競争政策上の諸論点・課題

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和2年)→11月→(令和2年11月13日 「データ市場に係る競争政策に関する検討会」の開催について

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201113_2.html)を御覧ください。

令和3年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員について

令和3年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員は以下のとおりであり、予算は総額114億62百万円(前年度比0.8%減)、定員は19人の増員としています。

1 予算(重点施策別)

(単位：百万円)

区 分	令和2年度 当初予算額 (A)	令和3年度 予算額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
1. 厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用	389	496	107
2. 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化	235	290	55
3. 消費税転嫁対策	981	887	△94
4. 競争環境の整備	165	175	10
5. 競争政策の運営基盤の強化	236	237 (373)	1 (137)
6. その他(既定人件費等)	9,548	9,378	△170
合 計	11,553	11,462 (11,598)	△91 (44)

注1：計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等は必ずしも一致しません。

注2：()内の数字は、令和2年度補正予算(第3号)案に計上している額を含みます。

2 機構・定員

○機構

官房審議官(企業結合担当)の新設
 企業結合課上席企業結合調査官の増設
 取引企画課上席転嫁対策調査官の時限延長

○定員(増員の内訳)

厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用(全てデジタル市場関連) 11人
 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化 6人 国家公務員のワークライフバランス推進 2人

※1 このほか、消費税転嫁対策関連として、17人の定員の時限延長としています。

※2 事務総局定員841人(令和3年度末)

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和2年)→12月→(令和2年12月21日 令和3年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/dec/201221.html>)を御覧ください。

押印を求める手続等の見直しのための公正取引委員会規則の改正について

- 1 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされています。

（注）「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。

- 2 これを受け、公正取引委員会は、公正取引委員会規則において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続等について、国民や事業者等の押印を不要とする等の改正をすることとし、令和2年11月2日に公正取引委員会規則の改正案（原案）を公表し、同年12月1日を期限として、関係各方面から広く意見を求めたところです。

- 3 今回の意見募集では、4名の方から御意見が提出されました。御意見の概要及び御意見に対する公正取引委員会の考え方は別紙1（※）のとおりです。公正取引委員会では、御意見等を踏まえて慎重に検討した結果、別紙2のとおり、公正取引委員会規則を改正し、これを公表することとしました。

なお、提出された意見は、公正取引委員会事務総局官房総務課において閲覧に供します。

- 4 前記3の公正取引委員会規則の改正は、令和2年12月25日に公布され、同日に施行されることとなります。

※別紙1については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和2年）→12月→（令和2年12月21日 押印を求める手続等の見直しのための公正取引委員会規則の改正について（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/dec/201221kaisei.html>）を御覧ください。